

春日井市青少年団体活動推進事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、青少年の健全な育成を図るため、予算の範囲内で、春日井市青少年団体連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が行う事業に対し補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 青少年の健全育成及び啓発活動に関する事業
- (2) 指導者の育成及び研修に関する事業
- (3) その他青少年団体活動の推進に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、保険料及び広告料）、委託料並びに使用料及び賃借料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、150,000円を限度とする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第5条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第4条第1項の規定による交付決定をした後、連絡協議会の請求に基づき当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定

による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、申請のあった年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(検査等)

第9条 市長は、連絡協議会に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(書類の提出部数)

第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。